

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案
規制の名称	(1) 特定の空域又は方法により無人航空機を飛行させる行為に関する航空法に基づく許可・承認のワンストップ化 (2) 農作物栽培高度化施設に関する農地法に基づく届出のワンストップ化
規制の区分	緩和
担当部局	農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究調整課
評価実施時期	令和5年11月～令和6年2月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>今後20年間で、基幹的農業従事者は現在の約1/4（116万人→30万人）にまで減少することが見込まれ、従来の生産方式を前提とした農業生産では、農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できない。農業者の減少下において生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、農作業の効率化等に資するスマート農業技術の活用と併せて生産方式の転換を進めるとともに、スマート農業技術等の開発・普及を図ることで、スマート農業技術の活用を促進する必要がある。</p> <p>このため、本法案では、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）並びにスマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（開発供給実施計画）を国が認定し、計画の認定を受けた者に対する支援措置を講ずる仕組みを設けることとしている。</p> <p>(1) 特定の空域又は方法により無人航空機を飛行させる行為に関する航空法に基づく許可・承認のワンストップ化</p> <p>本法案における生産方式革新実施計画や開発供給実施計画に基づく取組として、農業者等又はスマート農業技術活用サービス事業者により生産現場や技術開発を行う実証での無人航空機による農薬等の散布や農作物の生育状況のセンシング等が行われることが想定される。また、食品等事業者が、生産方式革新事業活動に資する新たな流通方式の導入として、収穫物の出荷・運搬作業の効率化等を目的として無人航空機による収穫物の集荷・配送を行うことが想定される。</p> <p>このような場合に、当該事業を行おうとする者は、農林水産大臣に対して生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画の認定を申請する手続とは別に、国土交通大臣に対して航空法（昭和27年法律第231号）第132条の85第4項第2</p>

	<p>号に基づく許可又は第 132 条の 86 第 5 項第 2 号に基づく承認の申請を行う必要があり、二重の行政手続の負担が発生することとなるところ、当該手続の煩雑さがこれらの者による技術活用を迅速に進める阻害要因となることから、行政手続の簡素化を図る必要がある。</p> <p>このため、生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画の認定を受けた者等が当該計画に従って無人航空機を飛行させる場合、航空法の許可又は承認があったものとみなし、申請者の行政手続の負担を軽減することとする。</p> <p>(2) 農作物栽培高度化施設に関する農地法に基づく届出のワンストップ化</p> <p>本法案における生産方式革新実施計画に基づく取組として、スマート農業技術の活用による農作業の効率化等の効果を高めるための新たな生産方式の導入の一環で、自動走行を行うスマート農業技術を活用した農業機械等の運用効率を高めるため、農地に設置したハウスの床面をコンクリートで覆いレールを敷設すること等が想定される。</p> <p>このような場合には、農業者等は、農林水産大臣に対して生産方式革新実施計画の認定を申請する手続とは別に、当該農地に係る権限を有する農業委員会に対して農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 43 条第 1 項に基づく届出を行う必要があり、二重の行政手続の負担が発生することとなるところ、当該手続の煩雑さが農業者等による技術活用を迅速に進める阻害要因となることから、行政手続の簡素化を図る必要がある。</p> <p>このため、生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等が当該計画に従って農地法第 43 条第 2 項に規定する農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う措置を実施する場合、農地法第 43 条第 1 項の規定による届出があったものとみなし、申請者の行政手続の負担を軽減することとする。</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>航空法又は農地法に基づく行政手続と、本法案の計画申請に係る行政手続との重複を解消するものであり、代替案はない。</p>

(1) 特定の空域又は方法により無人航空機を飛行させる行為に関する航空法に基づく許可・承認のワンストップ化

<p>直接的な費用の把握</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="297 248 562 395"> <p>遵守費用</p> </td> <td data-bbox="562 248 2080 395"> <p>生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画に、無人航空機を飛行させるために必要な事項（当該行為を行う空域、飛行期間、使用する無人航空機の特定に必要な機体情報等）を記載する費用が新たに発生することが見込まれる。仮に、当該事項の記載に1時間を要とした場合、2,500円×1時間=2.5千円/件の遵守費用の発生が見込まれる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 395 562 539"> <p>行政費用</p> </td> <td data-bbox="562 395 2080 539"> <p>農林水産大臣は、無人航空機の特定飛行に関する措置が含まれる生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画の認定に当たっては、事前に国土交通大臣と協議し、その同意が必要となる。この協議等に1時間を要すると仮定した場合、2,900円×1時間=2.9千円/件の行政費用の増加が見込まれる。</p> </td> </tr> </table>	<p>遵守費用</p>	<p>生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画に、無人航空機を飛行させるために必要な事項（当該行為を行う空域、飛行期間、使用する無人航空機の特定に必要な機体情報等）を記載する費用が新たに発生することが見込まれる。仮に、当該事項の記載に1時間を要とした場合、2,500円×1時間=2.5千円/件の遵守費用の発生が見込まれる。</p>	<p>行政費用</p>	<p>農林水産大臣は、無人航空機の特定飛行に関する措置が含まれる生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画の認定に当たっては、事前に国土交通大臣と協議し、その同意が必要となる。この協議等に1時間を要すると仮定した場合、2,900円×1時間=2.9千円/件の行政費用の増加が見込まれる。</p>
<p>遵守費用</p>	<p>生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画に、無人航空機を飛行させるために必要な事項（当該行為を行う空域、飛行期間、使用する無人航空機の特定に必要な機体情報等）を記載する費用が新たに発生することが見込まれる。仮に、当該事項の記載に1時間を要とした場合、2,500円×1時間=2.5千円/件の遵守費用の発生が見込まれる。</p>				
<p>行政費用</p>	<p>農林水産大臣は、無人航空機の特定飛行に関する措置が含まれる生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画の認定に当たっては、事前に国土交通大臣と協議し、その同意が必要となる。この協議等に1時間を要すると仮定した場合、2,900円×1時間=2.9千円/件の行政費用の増加が見込まれる。</p>				
<p>直接的な効果（便益）の把握</p>	<p>本法案に基づく計画認定とは別に航空法の許可・承認に係る書類を作成して申請する状況と比較すると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者にとっては、①航空法の許可・承認に必要な書類を作成するための負担（遵守費用欄での試算結果と同程度（2.5千円/件））が軽減される。また、②農林水産省（本法案）と国土交通省（航空法）にそれぞれ別の書類を提出するという事務負担が軽減される。 ・国にとっては、本法案に基づく計画と航空法に基づく許可・承認の書類の二重の行政手続を一元化できるため、航空法の許可・承認に係る書類の受付・内容確認等に要する事務負担の軽減が見込まれる。 				
<p>副次的な影響及び波及的な影響の把握</p>	<p>本特例は、国土交通大臣による農林水産大臣からの協議への同意において、航空法の許可・承認の基準に相当する要件を確認することから、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。</p>				
<p>費用と効果（便益）の関係</p>	<p>遵守費用として、事業者等が無人航空機を飛行させるために必要な事項を記載する費用（2.5千円/件）の発生が見込まれる一方、航空法の許可・承認の申請に係る書類作成費用である2.5千円/件（便益①）が削減されるため相殺される。また、二重となっている航空法の許可・承認の申請行為が不要となることから、全体として、便益②の分の事業者の負担軽減が見込まれる。</p> <p>また、行政費用として、本法案で無人航空機の飛行に関する計画の申請が上がってきた場合には、農林水産省と国土交通省との協議等に係る事務負担の発生が見込まれるが、一方で、航空法の許可・承認に係る内容を確認する費用（2.9千円/件）が不要となるため、結果として相殺される。</p> <p>以上のことから、事業者の負担軽減及び行政費用の削減、副次的な負の影響もほぼ想定されないことから、本措置は妥当であると考えられる。</p>				

代替案との比較	—
その他の関連事項	—
事後評価の実施時期等	法施行後5年を目途として事後評価を実施する。
備考	—

(2) 農作物栽培高度化施設に関する農地法に基づく届出のワンストップ化

直接的な費用の把握	
遵守費用	生産方式革新実施計画に、農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う措置を含めた計画の作成費用が新たに発生することが見込まれる。仮に、当該事項の記載に10時間を要するとした場合、2,500円×10時間≒2.5万円/件の遵守費用の発生が見込まれる。
行政費用	農林水産大臣は、農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う措置が含まれる生産方式革新実施計画の認定に当たっては、計画のうち当該措置の妥当性等を確認する必要がある。また、農林水産大臣は、生産方式革新実施計画を認定した旨を当該生産方式革新実施計画に係る農地を管轄する農業委員会へ通知することとしている。 これらの事務作業等に3時間を要すると仮定した場合、2,900円×3時間=8.7千円/件の行政費用の増加が見込まれる。
直接的な効果（便益）の把握	本法案に基づく計画とは別に農地法に基づく手続として、農業者が農業委員会への届出を行う状況と比較すると、 ・事業者にとっては、①農地法に基づく届出に必要な書類を作成するための負担（遵守費用欄での試算結果と同程度（2.5万円/件））が軽減される。また、②農林水産省（本法案）と農業委員会（農地法）にそれぞれ別の書類を提出するという事務負担が軽減される。 ・行政全体で見れば、本法案に基づく計画（農林水産大臣へ申請）と農地法に基づく届出（農業委員会へ届出）という二重の行政手続を一元化できるため、農業委員会における農地法に基づく届出に関する書類の内容確認等に要する事務負担（2,800円×3時間≒8.4千円/件）が軽減される。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	本特例は、農林水産大臣において、農地法第43条第1項と同等の届出の内容を確認することから、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

費用と効果（便益）の関係	<p>遵守費用として、農業者等が農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う措置を含む計画を作成するのに必要な費用（2.5万円/件）の発生が見込まれる一方、農地法に基づく届出に係る書類作成費用である2.5万円/件（便益①）が削減されるため、相殺される。また、二重となっている届出行為が不要となることから、全体として、便益②の分の事業者の負担軽減が見込まれる。</p> <p>また、行政費用として、本法案で農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う措置を含む計画の申請があった場合には、農林水産大臣が行う当該措置の妥当性の評価や農業委員会への通知に係る追加の事務負担（8.7千円/件）の発生が見込まれるが、一元化することで農業委員会の事務負担（8.4千円/件）が軽減されるため、行政全体で見れば両者の費用はほぼ相殺されと考えられる。</p> <p>以上のことから、事業者の負担軽減が図られ、副次的な負の影響もほぼ想定されないことから、本措置は妥当であると考えられる。</p>
代替案との比較	—
その他の関連事項	—
事後評価の実施時期等	法施行後5年目を目途として事後評価を実施する。
備考	—